

温室効果ガス排出量

第三者検証報告書（限定的保証）

ダイドーグループホールディングス株式会社 御中

2026 年 8 月 10 日

株式会社 日本環境認証機構

東京都千代田区神田鍛冶町 3-4

代表取締役社長

岡 島 善 明

株式会社 日本環境認証機構（以下、「当社」）は、ダイドーグループホールディングス株式会社（以下、「組織」）により報告された温室効果ガス排出量に対して検証を行った。

1. 検証の目的及び範囲

当社は、組織から報告された 2025 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日)の温室効果ガス排出量情報について検証を行った。

1) スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量

・ダイドードリンク株式会社、ダイドーアサヒベンディング株式会社、ダイドービジネスサービス株式会社、大同薬品工業株式会社及び株式会社たらみの国内 125 拠点における温室効果ガス排出量

2) 組織の定義に基づくスコープ 3 温室効果ガス排出量（カテゴリ 1、4、9 および 13）

検証結果に基づき、組織は検証に供された温室効果ガス排出量情報の一部を修正した。算定書を作成し温室効果ガス排出量を報告する責任は組織にあり、当社の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された温室効果ガス排出量に対する意見を表明することにある。

2. 検証手続

当社は ISO 14064-3:2019 Greenhouse gases — Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements に準拠して検証を行った。当社は、限定的保証の一環として以下の活動を行った。

- ・温室効果ガス排出量を特定し、算定する責任のある組織の関係者へのヒアリング又は書類による確認
- ・温室効果ガス排出量を決定するために用いられた情報（データ）に対し、算定基準の適用方法、データの測定方法、組織が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討
- ・温室効果ガス排出量の正確性を確認するための情報（データ）のサンプリングによる検証

限定的保証水準の検証で適用される検証活動は、その性質、時期及び範囲が合理的保証水準の検証ほど広くない。

3. 検証の結論

当社が実施したプロセス及び手順に基づくと、組織から報告された温室効果ガス排出量の算定結果に、次の事項を示す根拠は存在しない。

- ・ 重要性の観点から正しいとはいえない、また、温室効果ガスデータ及び情報の公正な報告とはいえない。
- ・ GHG の定量化、モニタリング及び報告に関する関連国際規格、又は関連する国家規格若しくは国内慣行を遵守して、作成されているとはいえない。

検証された温室効果ガス排出量

スコープ 1 : 17,346 tCO₂e、スコープ 2 : 11,491 tCO₂e、スコープ 3 : 177,618 tCO₂eスコープ 3 内訳 カテゴリ 1 : 64,025 tCO₂e、カテゴリ 4 : 9,326 tCO₂e、カテゴリ 9 : 25,427 tCO₂e、
カテゴリ 13 : 78,840 tCO₂e

以上

【検証の独立性、客観性】 組織と当社は、特定の利害関係がなく、独立した立場で検証を行いました。